

(別紙1) 仕様書

1 主催 静岡県

2 対象 県民全般

3 実施概要 本事業は、概ね以下のとおり実施することとする。

(1) 目的

- ・多くの県民に手話に触れる機会を創出する。
- ・手話は言語であることの理解を促進する。

(2) 事業概要

ア 手話体験イベント

- ・県内のイベント会場及び大型商業施設内催事場等で6回以上の手話体験ブースの設置、運営。
- ・各回、手話あいさつ運動推進員（以下、「推進員」という。）及び手話サポーター（以下、「サポーター」という。）を活用すること（目安：推進員及びサポーターは半日開催で6人、終日開催で12人）。なお、サポーターの参加は県東部地域で実施する催事場等での設置、運営に限る。

イ 普及啓発

- ・手話や聴覚障害者への理解についての周知。（手話国際言語デー（9月23日）の周知を含む。）

4 実施方針

- (1) 参加者が、手話が言語であることを理解し、また手話への興味を促進し、手話で簡単なあいさつができるようになる内容とすること。
- (2) 手話体験イベント及び普及啓発は相乗効果が得られる内容とすること。

5 委託業務の内容

(1) 手話体験イベント

ア 出展イベントの選定

- ・広く県民が参加するイベント会場であること。
- ・1か所は県主催のイベントで出展すること。

イ 体験イベント運営業務

- ・装飾に係る業務。（デザイン、製作、設置、撤去）
- ・イベント来場者の参加意欲を促進するような内容とすること。
- ・手話の指導は、県が手配する推進員が行い、サポーターは指導を補助するものとする。
- ・推進員は手話通訳者、手話サークル会員（聴者）、ろう者各1名以上、サポーターは1名以上とし、打合せ時のろう者への情報保障としての手話通訳は推進員の手話通訳者が行う。
- ・運営マニュアルを作成すること。

- ・ イベント来場者へブースへの誘客を行うこと。
- ・ 配布用の記念品を作成する場合には、障害者支援施設等への発注に努めること。
- ・ 記録（当日記録の作成、写真撮影及び参加人数の集計等）
- ・ 他イベント及び地域との連携等、効果的な集客を図る業務。
- ・ イベント主催者（県、市町等）との調整。

ウ 推進員管理業務

- ・ 県が手配した推進員に対して、集合時間等必要な案内を行うこと。なお、サポーターについては県が必要な案内を行う。
- ・ 推進員及びサポーターへの報償費の支払い。（1日当たりQuoカード2,000円分（交通費込み））
- ・ 推進員及びサポーターの休憩の管理。

(2) 普及啓発

- ・ 手話や聴覚障害者への理解について広く県民に周知する方法の提案。

(3) 本仕様書にない独自の提案に係る業務。

6 成果物の提出

上記5の内容の履行を証明できるもの（紙媒体及び電子データ）を成果物として静岡県に提出すること。その提出期限は静岡県の指示によるものとする。

7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に静岡県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

8 個人情報の取り扱い

個人情報保護法及び静岡県個人情報保護条例、静岡県情報公開請求条例等の関係法令に基づき、適切に取り扱わなければならない。

9 契約限度額

2,332,000円 上限（税込）

10 その他留意点等

- (1) 複数の企画提案は認めない。
- (2) 提案企画は、本事業の目的及び開催方針に沿うよう留意すること。
- (3) 本企画提案にかかる一切の経費（プレゼンテーションに係る経費を含む。）は提案者の負担とする。
- (4) 提案企画等は実施可能なものであり、原則として提案側で管理運営すること。
- (5) 契約により生じる著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。
- (6) 契約候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。
- (7) 提出された企画提案書その他の書類は返却しない。

- (8)業務遂行上必要な資機材及び材料は受託者が用意すること。
- (9)業務遂行上必要な許可等の調整は受託者が行うこと。
- (10)県が手配する推進員について、イベント主催者の保険が適用されない場合は、イベント保険への加入等を行うこと。

(別紙2) 応募について

1 スケジュール

公告(静岡県障害福祉課ホームページ)	令和7年5月23日(金)
質問書の受付期限	5月28日(水) 午後5時必着(メールのみ)
質問書の回答	5月29日(木) までにメールにて全員に回答
応募申込書の提出期限	6月2日(月) 午後5時必着(郵送又は持参)
第1次審査(書類審査)	6月4日(水) 中に連絡
第2次審査(プレゼンテーション)	6月16日(月) 午前10時30分開始
選考・採用業者の選定・伝達	6月19日(木) 予定

2 応募申込書、業務計画書、企画提案書及び見積書の提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	提出部数	備考
応募申込書	様式第1号	正本1部	
業務計画書	様式第2号	正本1部、写し6部	
企画提案書	任意		・ 正本及び写しともにカラー印刷
見積書	任意		・ 宛名「静岡県知事」 ・ 業務の名称を記載 ・ 業務内容ごとに見積金額の内訳を記載

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 提出期限 令和7年6月2日(月) 午後5時必着

(4) 提出先 令和7年度「手話であいさつを」運動普及促進事業委託先募集要綱9のとおり

3 応募に関する留意事項

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によること。

(2) 提出書類は日本産業規格A4とする。日本産業規格A3を用いる場合は、A4に折りたたむこと。

(3) 提出された書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

4 質疑と回答

質疑がある場合は、質問書(様式第3号)をメールにて送付すること。

受付期限: 令和7年5月26日(月)から5月28日(水) 午後5時まで

提出先: 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

メールアドレス(shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp)

（別紙３）選定について

（１）第１次審査（書類審査）

- ア 審査方法 委員会事務局（障害福祉課）にて書類審査を行う。
- イ 審査基準 要綱、趣旨、形式等の項目を審査する。
- ウ 結果通知
審査結果については、令和７年６月４日（水）中に連絡する。

（２）第２次審査（プレゼンテーション）

- ア 審査日時 令和７年６月16日（月）午前10時30分
※１提案者あたりの所要時間は、説明20分以内、質疑応答約10分とする。
- イ 審査場所 静岡県庁西館２階健康福祉部障害福祉課手帳手当班横会議室
（静岡市葵区追手町９－６）
※集合時間等は、各応募者に別に連絡する。
- ウ 実施方法
 - ・提出された業務計画書・企画提案書に基づき実施すること。
 - ・パソコンを使用する場合は、事前に申し出ること。
- エ 審査方法
応募者によるプレゼンテーションを「令和７年度「手話であいさつを」運動普及促進事業委託先選定委員会」の委員が審査する。
- オ 審査基準 「審査表２」に基づき審査する。

（３）委託先候補者の選定

第２次審査（プレゼンテーション）の各項目の評価点の合計点による順位のみではなく、委託先としての適否に係る審査委員の意見交換を踏まえ、出席した審査委員の賛同をもって委託先候補を決定する。選定結果は、全ての企画提案者に文書により通知する。

審査表 2 (第 2 次審査)

大項目	小項目		具体的な観点	評価点
企画性・目的理解	手話体験イベント	(1) イベント選定	広く県民が参加でき、「手話であいさつを」運動を周知できるイベントが選定されているか。	5・4・3・2・1
		(2) 実施内容	・「手話であいさつを」運動の目的に沿った内容が企画・提案されているか。 ・手話あいさつ運動推進員が活用される内容になっているか。 ・参加者が体験でき、手話に興味を持つ工夫があるか。	10・8・6・4・2
		(3) その他 (独自の提案)	企画内容等で他に優れ、特に評価すべき創意工夫があるか。	5・4・3・2・1
		(4) ブースへの誘客	ブース装飾・ノベルティ・広報などイベント参加者の興味を引き、ブースに誘致する工夫があるか。	5・4・3・2・1
	普及啓発	(5) 啓発方法	広く県民に対し効果的に啓発できる内容になっているか。	10・8・6・4・2
信頼性・実効性	(6) 組織運営基盤		・事業を実施できる組織運営基盤があるか。 ・発注者や関係機関との調整を円滑に行うことができる体制か。	5・4・3・2・1
	(7) 個人情報保護		応募者情報等の個人情報を、個人情報保護法及び静岡県個人情報保護条例、静岡県情報公開請求条例等の関係法令に基づき、適切に取り扱うことができているか。	5・4・3・2・1
その他	(8) 社会的取組		企業における障害者に対する合理的配慮の提供ができているか。	5・4・3・2・1
合計点 (50 点満点)				
(コメント欄)				